



# 埼玉県報

第2171号

平成22年4月2日

金曜日

## 目次

### 規則

- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(交通規制課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [軽油引取税に係る軽油等の分析業務に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [圏央道幸手 I C \(仮称\) 東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価公聴会の中止について\(環境政策課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定の変更\(水環境課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [平成22年度調理師試験及び製菓衛生師試験の実施について\(保健医療政策課\)](#)
- [登録販売者試験実施業務に関する入札公告\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)

- [障害者就業・生活支援センターの指定に係る告示\(就業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業下崎中ノ目地区（ほ場整備事業）の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業山王地区（水田農業振興緊急整備事業）\(農村整備課\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の開催\(都市計画課\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域等の変更\(都市計画課\)](#)
- [県道鴻巣桶川さいたま線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道川越日高線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道西平小川線の供用開始について\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷館林線の区域変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷館林線の供用開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [連携措置に係る科目の追加\(高校教育指導課\)](#)

## 雑報

- [議長・副議長選挙\(議会・秘書課\)](#)

## 正誤

- [埼玉県告示第四百三十一号中訂正\(水環境課\)](#)

# 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月2日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月19日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第五百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年三月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人KSC高階ハートクラブ
- 三 代表者の氏名  
菊地 康之
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字砂新田三百九十七番地十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、学術、文化、芸術又はスポーツ活動を通じて心身ともに健全な子どもの育成及び地域住民の心身ともに健康なコミュニティづくりを行い、地域をデザインすることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年三月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人愛の手
- 三 代表者の氏名  
武藤 恵美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県坂戸市大字多和目八十三番地の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、第一に地域で互いに助け合い、誰もが心豊かに暮らしていける地域社会を目指し、住民の参加と協力を得て、在宅で援助が必要な高齢者やその他サービスが必要な人々に対して、自主・自立性を尊重しつつ、相互扶助を行うことを通じて、地域社会の福祉全般の向上と増進に寄与することを目的とする。また、第二に日常生活の活動において支援や介護を必要とする者に対し、介護保険適用のサービス事業等の活動も行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東松山ペレニアFC

三 代表者の氏名

吉田 英三郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字古凍四十六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県西部・北部地域の主として青少年及びシニア市民に対し、サッカーを中心とするスポーツ活動の場を提供し、社会スポーツを普及させることにより、青少年の健全な育成及び地域市民へのスポーツの振興を図ることを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第五百二十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年 四月 二日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

軽油引取税に係る軽油等の分析業務委託 検体 210 本（各分析項目の予定数量の合計）

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成 22 年 5 月 6 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

### (4) 納入場所

埼玉県総務部税務課及び各県税事務所

### (5) 入札方法

入札金額は、当該業務の各分析項目ごとの単価にそれぞれの予定数量を乗じた額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 過去に官公庁等と同様の業務について取引実績を有する者であること。

(5) 埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）で必要とされる措置を講ずることができる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先



〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部  
税務課課税担当 木村 電話 048-830-2659 (直通)

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂 4 丁目 3 番 18 号 埼玉県立文書館 3 階研修  
室

イ 日時

平成 22 年 4 月 9 日 (金) 午後 2 時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県立文書館 3 階研修室

イ 日時

平成 22 年 4 月 23 日 (金) 午前 11 時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

入札金額  $\times 1.05 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

各分析項目等の単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額  $\times 1.05$   
 $\times 0.1$

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 22 年 4 月 16 日 (金) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札書に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書等による。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年三月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハンドセラピー・彩
- 三 代表者の氏名  
押元 則子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目五二番地九第三一大宮ハイツ三〇三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、一人でも多くの方に、セラピューティック・ケアサービスの知識と技術を伝え、心と身体のケアサービス手法の習得を図ります。また家庭内および地域社会においてのコミュニケーションを図る手段として活用し、社会全体に優しいふれあいの輪を広げ、福祉の増進に寄与することを目的とします。

# 告 示

埼玉県告示第五百二十八号

埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱第十七条第一項の規定により、平成二十二年埼玉県告示第四百二十七号（圏央道幸手ＩＣ（仮称）東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価公聴会の開催について）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 件名

圏央道幸手ＩＣ（仮称）東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価公聴会  
の中止

## 二 計画策定者の氏名及び住所

幸手市長 町田 英夫

埼玉県幸手市東四丁目六番八号

## 三 中止の理由

公述の申出がなかったため

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十九号

平成二十一年埼玉県告示第八百四十八号（土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定について）で指定した区域について、次のとおり変更した。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上田清司


変更した指定区域

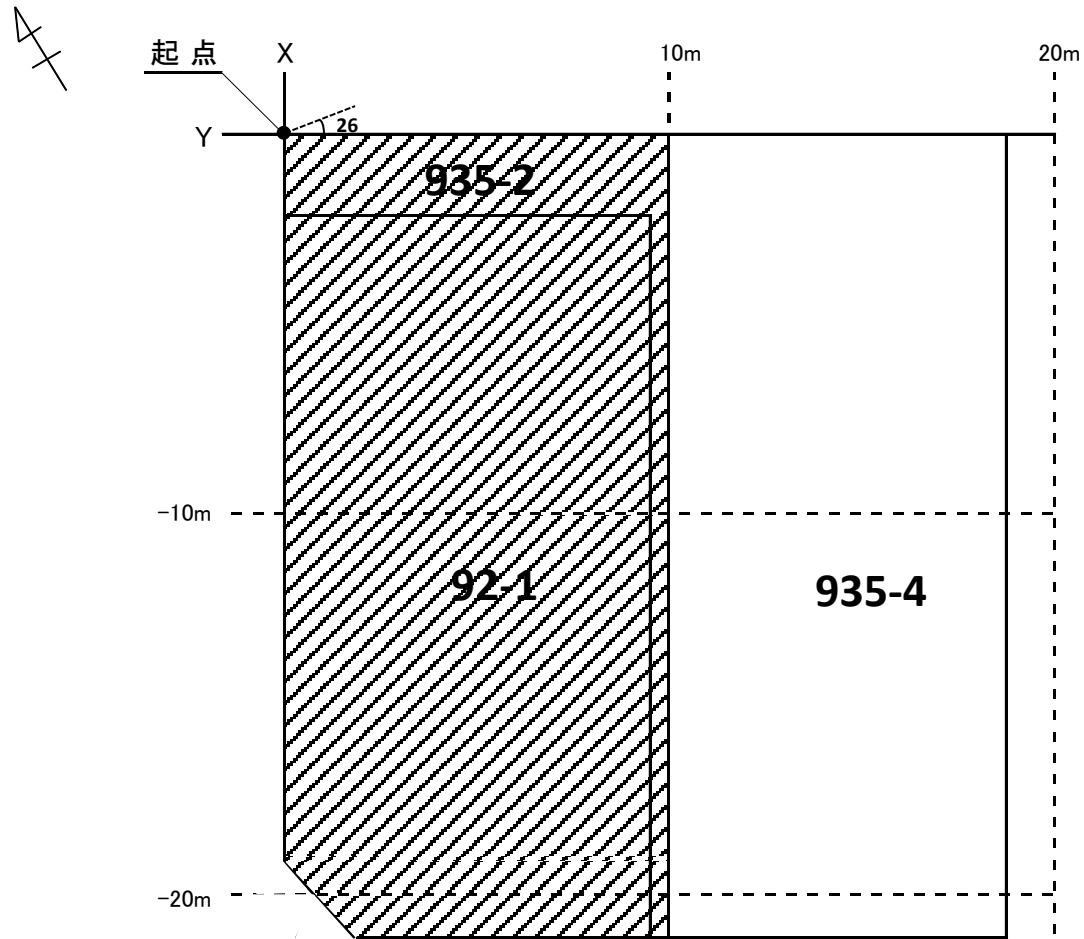
変更後	変更前
別図のとおり（ふじみ野市南台二丁目九三五番二、鶴ヶ舞一丁目九二番一）	別図のとおり（ふじみ野市南台二丁目九三五番二の一部、鶴ヶ舞一丁目九二番一）

# 別 図(変更後)

**起点**  
起点はふじみ野市南台二丁目935番2の最北端とする

**格子の回転角 26度**  
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。


 指定区域

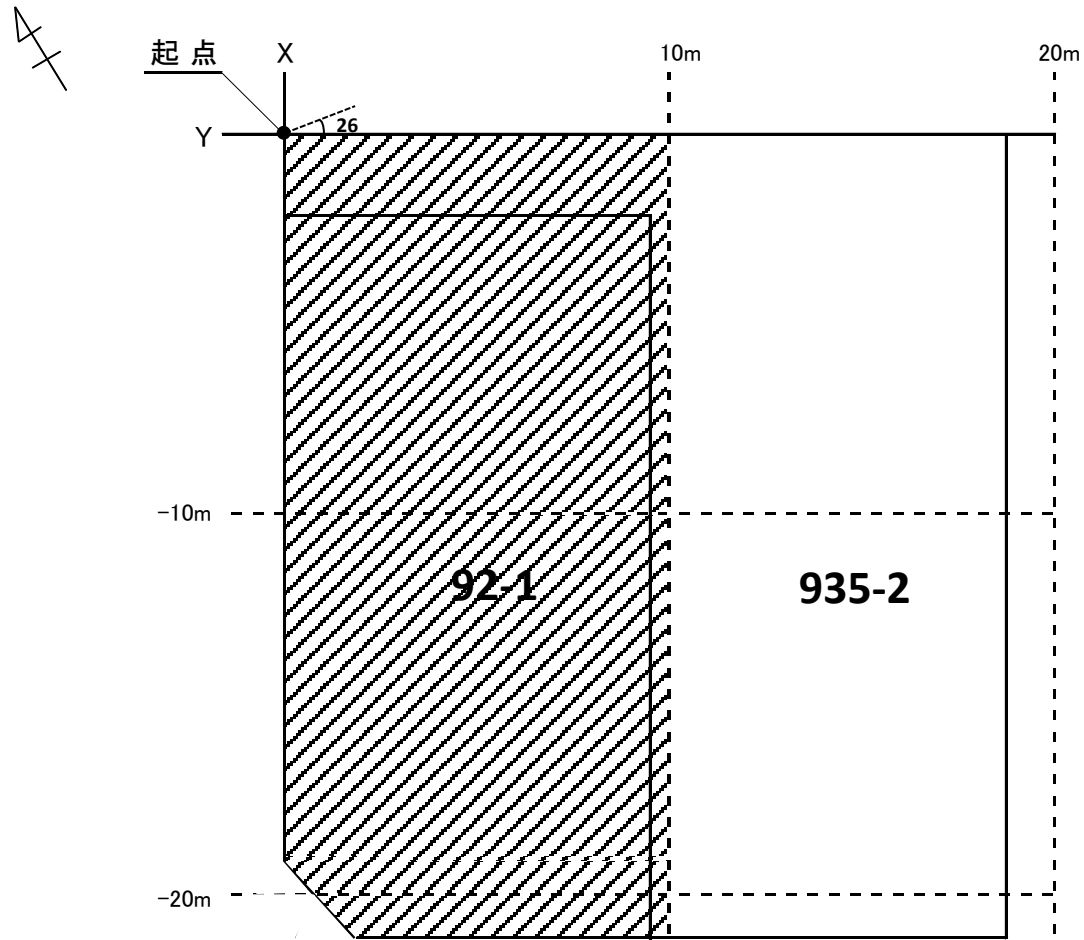


# 別 図(変更前)

**起点**  
起点はふじみ野市南台二丁目935番2の最北端とする

**格子の回転角 26度**  
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 指定区域



## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司



河野 義彦	立原 章年	三戸部 扶美	矢澤 康男	松岡 宏昭	池田 信	佐手 達男	大関 覚	新村 光太郎	高野 泰秀	五十川 孝志	日野 太郎	白倉 聡	川添 裕子	雨宮 裕	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	音声・言語機能障害、そ しやく機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そ しやく機能障害	視覚障害	じん臓機能障害、ぼうこう 又は直腸機能障害	指定障害区分
整形外科	整形外科	神経内科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	内科	神経内科	神経内科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	診療科名
埼玉医科大学国際医療センター	医療法人三愛会 埼玉みさと総合リハビリ テーションセンター病院	社会福祉法人恩賜財団済生会 埼玉県済生 会栗橋病院	埼玉医科大学国際医療センター	医療法人 入間川病院	医療法人社団協友会 東川口病院	上沢整形外科内科クリニック	獨協医科大学越谷病院	戸田中央総合病院	社団法人 東松山医師会病院	川口工業総合病院	国立障害者リハビリテーションセンター病 院	埼玉県立がんセンター	埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病 院	医療法人刀仁会 坂戸中央病院	医療機関の名称
日高市山根一三九七一	三郷市新和五二〇七	北葛飾郡栗橋町小右衛門七二四一六	日高市山根一三九七一	狭山市祇園一七一二	川口市東川口二一〇一八	富士見市上沢三一四一〇	越谷市南越谷二一五〇	戸田市本町一一九一三	東松山市神明町一五一一〇	川口市青木一八一五	所沢市並木四一	北足立郡伊奈町小室八一八	幸手市東四一四二四	坂戸市南町三〇一八	医療機関の所在地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十一年十一月三十日	平成二十一年九月三十日	指定年月日	

高野 泰秀	増永 荘平	合原 進二	田島 真帆	杉本 秀芳	大西 久仁彦	奥秋 靖	吉野 肇	小島 照夫	田平 洋一	武市 好雄	岸 雄一郎	吉津 博	小森谷 将一	山口 隆	小松 孝昭	今林 英明
肝臓機能障害	肝臓機能障害	肝臓機能障害	肝臓機能障害	肝臓機能障害	肝臓機能障害	肝臓機能障害	肝臓機能障害	視覚障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由
内科	内科	内科	消化器内科	内科	内科	内科	消化器内科	眼科	外科	外科	内科	心臓血管外科	循環器科	循環器科	循環器科	整形外科
社団法人 東松山医師会病院	医療法人社団かいしん会 ますなが医院	飯能市国民健康保険 飯能市立病院	はとがや病院	医療法人社団三友会 彩のクリニック	大西内科	医療法人千仁会 奥秋内科	医療生協さいたま 熊谷生協病院	えのき眼科	医療法人壮幸会 行田総合病院	八潮中央総合病院	さくら記念病院	医療法人河井会 飯能クリニック	川口市立医療センター	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	獨協医科大学越谷病院	防衛医科大学校病院
東松山市神明町一―一五―一〇	富士見市勝瀬七三九―一	飯能市虎秀二五―一	鳩ヶ谷市坂下四―一六―二六	所沢市小手指町四―一―一	鶴ヶ島市五味ヶ谷三〇五	川口市並木二―二―一六―一〇〇号	熊谷市上之三八五四	狭山市南入曾五五四―一	行田市持田三七六	八潮市緑町一―四―一三	富士見市水谷東一―二八―一	飯能市東町一―二―九	川口市西新井宿一八〇	富士見市鶴馬一九六七―一	越谷市南越谷二―一―五〇	所沢市並木三―一―二
同	同	同	同	同	同	同	平成二十二年一月二十六日	平成二十二年一月一日	同	同	同	同	同	同	同	同

清水 旭	肝臓機能障害	内科	清水内科クリニック	八潮市中央一―八―四	同
藪 剛爾	肝臓機能障害	内科	はとがや緑内科クリニック	鳩ヶ谷市辻一五七三―一鳩ヶ谷メ ダイカルプラザ三階	同
船生 純志	肝臓機能障害	消化器内科	医療法人花仁会 秩父病院	秩父市宮側町一六―一二	同
竿代 丈夫	肝臓機能障害	消化器内科	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市若狭二―一六七一	同
秦 堅佐工	肝臓機能障害	内科	医療法人社団堅江会 はたクリニック	ふじみ野市大井二―一〇―一	同
山内 泰介	肝臓機能障害	内科	山内クリニック	川口市北原台一―一〇―一七	同
伊藤 博	肝臓機能障害	外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
奥野 暁子	肝臓機能障害	内科	健生堂医院	秩父市東町二八―五	同
荻野 達夫	肝臓機能障害	内科	社団法人 東松山医師会病院	東松山市神明町一―一五―一〇	同
山川 泰彦	肝臓機能障害	外科	医療法人慈公会 公平病院	戸田市笹目南町二〇―一六	同
守田 浩一	肝臓機能障害	内科	医療法人福満会 守田内科医院	春日部市南二―六―二七	同
山田 伸夫	肝臓機能障害	内科	医療法人社団名山会 山田内科医院	本庄市五十子一―五―二二	同
齋藤 晃	肝臓機能障害	消化器内科	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市若狭二―一六七一	同
新戸 禎哲	肝臓機能障害	消化器内科	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
伊藤 利男	肝臓機能障害	外科	医療法人 今井病院	蕨市塚越七―三四―二	同
日野 邦彦	肝臓機能障害	内科	医療法人社団風韻会 デルタクリニック	所沢市くすのき台二―五―一サン ウインズビル	同
鴨下 憲和	肝臓機能障害	内科	けやきクリニック	児玉郡上里町七本木一〇一四―一〇	同









## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定する医師から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司



医師の氏名		指定障害区分		変更事項		変更前		変更後		変更年月日	
清水 稔	心臓機能障害	所在地	医療機関名	越谷市南越谷二一五〇	獨協医科大学越谷病院	所在地	医療機関名	春日部市緑町五一九一四	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	平成二十年七月一日	
石崎 嘉宏	ぼうこう又は直腸機能障害	所在地	医療機関名	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五一八一	所在地	医療機関名	行田市持田三七六	医療法人社幸会 行田総合病院	平成二十年八月一日	
三橋 敏武	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	所在地	医療機関名	富士見市羽沢二一四	医療法人財団明理会 鶴瀬病院	所在地	医療機関名	富士見市鶴馬一九六七一	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	平成二十一年三月一日	
忽滑谷 通夫	心臓機能障害	所在地	医療機関名	富士見市羽沢二一四	医療法人財団明理会 鶴瀬病院	所在地	医療機関名	富士見市鶴馬一九六七一	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	平成二十一年三月一日	
村山 雅一	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	所在地	医療機関名	川口市栄町三一〇二九	医療法人如月会 川口六間クリニック	所在地	医療機関名	行田市持田一二三二一	医療法人如月会 さきたまクリニック	平成二十一年四月一日	
福島 祐一	心臓機能障害	所在地	医療機関名	北本市宮内一〇二二	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	所在地	医療機関名	熊谷市中西四一五一一	熊谷市厚生連 熊谷総合病院	平成二十一年五月一日	
高倉 宏充	心臓機能障害	所在地	医療機関名	熊谷市板井一六九六	熊谷市石原三一〇八	所在地	医療機関名	社会福祉法人埼玉慈恵会 埼玉慈恵病院	熊谷市石原三一〇八	埼玉慈恵病院	平成二十一年八月一日
吉川 博子	じん臓機能障害	所在地	医療機関名	行田市富士見町二一七一一七	医療法人社団健賛会 桶川腎クリニック	所在地	医療機関名	桶川市上日出谷六四四一一	桶川市上日出谷六四四一一	平成二十一年八月一日	
河原 玲	肢体不自由	所在地	医療機関名	秩父市立病院	埼玉よりい病院	所在地	医療機関名	大里郡寄居町用土三九五	大里郡寄居町用土三九五	平成二十一年八月一日	
中野 優	じん臓機能障害	所在地	医療機関名	草加市北谷一一二一三七	医療法人埼玉友会 埼玉草加病院	所在地	医療機関名	越谷市相模町三一二一七一	越谷市相模町三一二一七一	平成二十一年八月二日	
寺坂 弓子	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	氏名	医療機関名	細村 弓子	細村耳鼻咽喉科医院	氏名	医療機関名	寺坂 弓子	寺坂医院	平成二十一年十月一日	





野原 広明	周東 寛	中田 代助	竹中 永隆	久我 たくみ	須藤 利雄	吉田 哲	大島 逸馬
肢体不自由	呼吸器機能障害	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害、じん臓機能障害	じん臓機能障害
所在地	医療機関名	所在地	医療機関名	氏名	医療機関名	所在地	医療機関名
日高市山根一三九七一	埼玉医科大学国際医療センター	越谷市千間台西一六七	駅ビル医院「せんげん台」	加須市元町六一八	医療法人社団弘人会 中田病院	鴻巣市本町六一五一八	医療法人武蔵野会 朝霞台中央総合病院
朝霞市西弁財一八一一〇	医療法人社団武蔵野会 朝霞台中央総合病院	越谷市七左町一三〇四一一	医療法人健身会 南越谷健身会クリニック	北葛飾郡栗橋町南栗橋四一四一一	中田整形外科内科クリニック	行田市持田三七六	医療法人誠壽会 上福岡総合病院
平成二十二年二月一日		平成二十二年一月十七日		平成二十二年一月十七日		平成二十二年一月一日	平成二十一年十二月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
松浦芳彦	肢体不自由、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	さくら記念病院	富士見市水谷東一―二八―一	平成二十一年九月三十日
前川正義	肢体不自由	朝霞厚生病院	朝霞市浜崎七〇三	平成二十一年八月三十一日
吉竹毅	呼吸器機能障害	医療法人社団慈正会 松本クリニック	秩父市日野田町二―二―三〇	平成二十一年七月三十日
長慎一	一心臓機能障害	新座志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	平成二十一年三月三十一日
川村富也	肢体不自由	朝霞厚生病院	朝霞市浜崎七〇三	平成二十一年一月二十日
松田芳和	肢体不自由	医療法人葦の会 石井クリニック	行田市下忍一〇八九―一	平成二十年十月三十一日
小林明雄	肢体不自由	寿康会病院	川口市西青木二―一五―一〇	平成二十年四月一日
小田浩之	呼吸器機能障害	医療法人誠壽会 上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九三一	平成十九年八月三十一日
松本正	肢体不自由、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人社団慈正会 松本クリニック	秩父市日野田町二―二―三〇	平成十六年七月十七日
齋藤慎一郎	視覚障害	医療法人誠壽会 上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九三一	平成十六年三月三十一日
田中稔彦	肢体不自由	医療法人誠壽会 上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九三一	平成十五年六月三十日
鳥巢良一	肢体不自由	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	平成十四年六月三十日

大塚良行	川島登	稲生司	上野茂之	三橋敏武	佐々木秀樹	原口美明	福島康圭	鈴木王洋	益子健男	森藤隆史	真宗信弘
肢体不自由	登ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	呼吸器機能障害	登ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	樹視覚障害	登ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	肢体不自由	心臓機能障害	肢体不自由、呼吸器機能障害	肢体不自由
医療法人誠壽会 上福岡総合病院	医療法人川島会 川島胃腸科	稲生整形外科	社団法人 東松山医師会病院	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	佐々木眼科医院	医療法人福寿会 埼玉草加病院	医療法人福寿会 埼玉草加病院	防衛医科大学校病院	医療法人健仁会 益子病院	医療法人尚寿会 あさひ病院	医療法人社団白報会 入曽整形外科内科
ふじみ野市福岡九三一	行田市佐間一―一八―三九	朝霞市溝沼三―二―二六	東松山市神明町一―一五―一〇	富士見市鶴馬一九六七―一	和光市新倉一―二―六六	草加市谷塚町一―一	草加市谷塚町一―一	所沢市並木三―二	川口市芝中田二―四八―六	狭山市水野五九二	狭山市入曽南入曾四六二―二
平成二十一年十二月十日	平成二十一年十二月二日	平成二十一年十二月一日	平成二十一年十二月一日	平成二十一年十一月三十日	平成二十一年十一月二十日	平成二十一年十一月十八日	平成二十一年十一月十八日	平成二十一年十月一日	平成二十一年十月一日	平成二十一年九月三十日	平成二十一年十月一日

廣 澤 光 昭	古 家 真 一	荒 井 裕 心 臟 機 能 障 害	奥 村 俊 子 じ ん 臓 機 能 障 害、 ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害、 免 疫 機 能 障 害	大 和 田 武 夫 聴 覚 障 害、 平 衡 機 能 障 害、 そ し ゃ く 機 能 障 害
肢 体 不 自 由	肢 体 不 自 由	心 臟 機 能 障 害	じ ん 臓 機 能 障 害、 ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害、 免 疫 機 能 障 害	聴 覚 障 害、 平 衡 機 能 障 害、 そ し ゃ く 機 能 障 害
医 療 法 人 社 団 新 座 志 木 中 央 総 合 病 院	ふ る や 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 済 生 会 埼 玉 県 済 生 会 川 口 総 合 病 院	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 済 生 会 埼 玉 県 済 生 会 川 口 総 合 病 院	大 和 田 耳 鼻 咽 喉 科 医 院
新 座 市 東 北 一 一 七 一 二	八 潮 市 緑 町 三 一 二 三 一 二	川 口 市 西 川 口 五 一 一 一 五	川 口 市 西 川 口 五 一 一 一 五	上 尾 市 上 町 一 一 六 一 五
平 成 二 十 二 年 一 月 三 十 一 日	平 成 二 十 二 年 一 月 二 十 日	平 成 二 十 二 年 一 月 一 日	平 成 二 十 二 年 一 月 一 日	平 成 二 十 一 年 十 二 月 十 五 日



# 告示

埼玉県告示第五百四十二号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項に規定する調理師試験及び製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条第一項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び試験場所

試験区分	試験期日	試験場所
調理師試験及び製菓衛生師試験	平成二十二年八月十日（火）	獨協大学（草加市学園町一丁目一番地）

## 二 試験科目

### イ 調理師試験

調理師試験基準（平成九年厚生省告示第百十九号）に掲げる試験科目

### ロ 製菓衛生師試験

製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）に掲げる試験科目

## 目

## 三 受験資格

### イ 調理師試験

次の(1)及び(2)に該当する者

#### (1) 次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- (二) 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者

#### (三) 調理師法施行規則附則第三項に規定する者

- (2) 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に掲げる施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者

### ロ 製菓衛生師試験

製菓衛生師法第五条各号に掲げる者又は同法附則第二項若しくは第三項に規

定する者

## 四 受験手続

イ 提出書類

(1) 調理師試験

調理師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第八号）第三条に規定する受験願書及び書類

(2) 製菓衛生師試験

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

調理師試験にあつては六千三百円、製菓衛生師試験にあつては九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び場所

平成二十二年六月十四日(月)、十五日(火)及び十六日(水)

午前九時三十分から午前十一時まで及び午後一時から午後四時まで

さいたま商工会議所会館二階ホール

五 合格発表の期日及び場所

平成二十二年九月二十一日(火)から同月二十二日(水) 午前十時から午後五時まで

埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前及び県内各保健所

# 告示

埼玉県告示第五百四十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

登録販売者試験実施業務 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成22年10月31日(日)まで

### (4) 履行場所

受託者の設置する任意の場所

ただし、試験会場については委託者の指定する場所とする。

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていないものであること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 法令に規定された資格試験のうち、受験者が3000人以上の資格試験を3回以上行った実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・免許担当 岡野 電話048-830-3523(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

### ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目12番24号 埼玉教育会館103会議室

イ 日時

平成 22 年 4 月 13 日 (火) 午後 1 時 30 分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 12 番 24 号 埼玉教育会館 103 会議室

イ 日時

平成 22 年 4 月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成 22 年 4 月 20 日 (火) 午前 12 時までに上記 3 (1) の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

# 告 示

埼玉県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(一) 第一駐車場東側に新設される「入口3」を含め、駐車場内及び出入口については、視認性・安全性を確保するとともに、放置駐車、交通事故等の交通問題が発生しないように十分配慮すること。

(二) 駐車場への車両の出入庫については、通学路に接しているため、事故の無いように注意喚起すること。

## 二 縦覧期間

平成二十二年四月二日から平成二十二年五月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 告 示

埼玉県告示第五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）MEGAドン・キホーテ草加店

草加市栄町二丁目八番三十三号 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

意見一

・営業時間の短縮について

午前十時から午後十時までに

住環境から

営業時間を午前九時から翌午前三時までとしているが、荷さばき施設の扱い時間が午前四時から午後十一時、駐車場の利用時間を午前八時三十分から翌午前三時三十分となっており、実際は午前四時から翌午前三時三十分までは車や人の出入りがあり、本来の閉店時間は三十分しか設定されておらず、実質二十四時間営業と変わらないのが実態である。そのため周辺住民にとって今までの静かな生活住環境が得られなくなり悪化する懸念があります。

また西棟西側での騒音レベルは荷さばき場D地点付近が最大値とされているが、西棟店舗出入口付近には、出入口と駐輪場が集中しており一日中人の話し声や自転車からの音など測定しがたい音が日常的に発生し、騒音として隣接したマンションの高層階へ伝わります。特に夜間周辺が静寂になる時間帯にはその音が顕著に聞こえ安眠の妨げになります。

周辺にはマンションや集合住宅も多くあり、隣接三棟だけでも二百二十九戸が住む住宅街となっています。

店舗建設位置が商業地域とは云え、建物南側は第二種住居地域に指定されているため、もともと静かな地域でありました。

新たに店舗を出店することは買物客を集めることであり、人が集まれば当然行動、話し声、車両等からの音が発生します。特に夜間コンビニとは違いこれだけの大型店舗が利益を出して営業するには多くの人を集めることになり、今

までの住環境とは必然的に異なるさまざまな音が相乗効果となり騒音化することになりかねません。今まで保られてきた近隣住民の夜間の住環境を破壊することになります。住環境を守るためにも午後十時以降の営業を撤回することを求めます。

#### ・同規模小売店舗営業時間から

市内の大規模小売店舗（四千平方メートル以上）の営業時間は、午前十時から午後十時までが大部分であり、翌日に跨って午前三時まで営業する店舗はありません。（別紙一省略）

#### ・地球温暖化対策から

県では、温暖化対策を目的にコンビニエンスストアの深夜営業自粛を求める方針を示しているところです。コンビニエンスストアよりCO<sub>2</sub>排出量の多い大型店舗で深夜営業を行えば、CO<sub>2</sub>削減に逆行し、環境悪化に寄与することになります。企業としても温室効果ガスの排出抑制を促進するためにも深夜営業の短縮を要望します。

#### ・騒音対策について（水路蓋からのガタツキ音騒音）

西棟西側にある市道一〇三九〇号沿いの歩道は、水路にコンクリート蓋を乗せた構造のため隙間やそり歪みがあり安定が悪く通ると騒音の発生源となっている。そこを通過して恒久的に使用する駐輪場を設置するのなら、一時的な騒音対策ではなく恒久的に騒音が発生しないように暗渠化改修整備等の対策を行うことを要望します。

#### ・駐輪場について

西棟西側駐輪場に入り出す自転車は、車両の通行を許可されていない水路上の歩道を通って駐輪する構造になっており、歩行者の通行に妨げになるとの危険がある。自転車から降りて通るように柵などを設置する対策を行うこと。同様に東棟と西棟間にある水路上の歩道については自転車が通れないように柵を設置して欲しい。（別紙二省略）

北側と西側に設置されましたが西側は歩行者通路沿い、北側は縦長の設置基準を合わせるための一部二段式と利用するのに不慣れた構造になっています。周辺に違法駐輪しないように自転車で来店する買物客には駐輪場へ誘導し、店舗周辺に自転車を絶対違法駐輪させないように警備員の常時巡回指導を行うこと。

バイクは駐車しないよう駐車場にあるバイク置場に誘導すること。

#### ・駐車場について

騒音防止対策のためにも改造車の入庫を拒否する姿勢を示して欲しい。



西棟屋上駐車場は、青少年の溜まり場や遊び場とならないよう定期的に警備員による巡回指導をすること。

夜間、閉鎖する午後十時以降は屋上駐車場への人の出入りを規制すること。

西棟店舗前の市道一〇三九〇号を通過して店舗南側の市道から県道へ出て駐車場へ入庫する経路については、歩行者や自転車が多く通るので安全対策を確実に行って欲しい。

バイク駐輪場の場所が分かりにくいので駐輪場付近に説明看板を設置し誘導を図るようにして欲しい。

・光害対策について

広告塔、屋外照明等により周辺地域が不夜城とならないよう照明は最小限にとどめ、閉店後防犯灯以外は消灯して、地域住民に光害を与えないようにして欲しい。

・地域活動の参加について

町内の環境美化活動、防犯活動等を行っている町会活動にも積極的に協力・参加するように努め、店舗出店が住環境悪化にならないようにして欲しい。

・環境美化について

店舗周辺を毎日清掃して地域の環境美化協力をして欲しい。

意見二

・翌午前三時が閉店時間という点について意義があります。

営業的な見地からこのような形態になるのは判らないでもありませんが、やはり近隣住民としては真夜中まで営業されることは騒音や防犯等の心配もあり反対です。

閉店時間を夜の十時として頂きたい。

・店舗外に漏れる全ての音や光（拡声器・メガホン・光看板等）をゼロにすること。

・自転車通行の際に出る騒音を防ぐため、又、歩行者の通行妨げる事のないよう西棟西側の水路上の歩道に逆U字の柵をつけること。

・一時間に一回など建物周辺のパトロールを行うこと。

（自転車の整理、ゴミの收拾、青少年の座り込みの注意等）

意見三

ドイト（株）が建設する大型商業施設は、栄町地区の都市形態を変貌する事態の発生が想定されるため、「街づくり」の再検討が迫られる事と思考、事業主と住民との合意にはかなりの期間が必要とするため、大規模小売店舗立地法に定められた期間では、成案を導き出す事は困難であり、生活環境保持が優先

されるべきであり、行政機関はその旨指導助言を求められたい。

(一) 建設計画地域の現況は、高層マンション、住宅街の近接地であり、南面道路沿いは第二種住居地域である。地域住民の手で「ふれ合い小路」に取り組んできた、松並木遊歩道を背景に歴史と文化伝統が息づいた「落ち着きのある素晴らしい住環境」づくりに市民拳って活動中である。

については、深夜営業の方針による観点から心理的に生活環境が脅かされる危惧があります。

(二) 延べ面積一万四千平方メートル以上の大型商業施設であり、大方、車で来店が想定され、近隣地域は勿論の事、市内全域に於ける慢性渋滞を引き起こし、騒音と排気ガス公害による地域社会への影響が心配されます。

(三) 近年、青少年対策の重要性が呼ばれ、埼玉県青少年育成条例制定が課題にのぼってきている。当該施設の営業時間は、深夜三時までを予定されていて、青少年の健全育成を阻害する状態を憂慮、社会環境の悪化にならないよう決断されたい。

以上の観点から私たちの主旨を理解されるようお願いいたします。

#### 意見四

・ドン・キホーテが出店するという事について

この街はどう変わるのかというガツクリとし、今までの努力はどうなるのかと絶望的に感じました。

東武ストアやマルエツが出店すると聞いたとしたらこの様な騒ぎにはならなかったと思います。

その位ドン・キホーテに対する印象は最悪でした。

今、ドン・キホーテの対応は割合誠実に取り組んでいる様に見えます(前設計者は最悪でした)が、それでもいつ約束が破られる事があるのか心休む事がありません。

又営業時間について私はどの地域においても二十四時間という事には基本的に反対でありまして夜は適時にはコンビニも含め皆眠る普通の環境が社会的にも近隣の皆さんの生活の為に当然の事と思います。

日影になるだけでも我慢して自らを納得させているわけで何とか考えてほしいと希望します。

この街で営業されるので皆に愛される店であってほしい。

#### 意見五

大型店舗二棟がオープンすれば、営業時間も含め、現況と比較し、来客に依る治安の悪化が発生(自動車の騒音、渋滞、客の話し声等による雑音)があり、

溜り場化（特に深夜）になる。近隣住民に大きな生活の侵害をもたらす。

企業は右記したことに最大限の配慮を講じる義務がある。

企業サイドはいずれも基準値を超えないと云うが、日照権を含め、弊害が生じた時の保障を確約してもらいたい。

県条例及び市条例に違反する建築・営業内容は絶対に許されない。

店舗の立地から閉店時間を午後十時とすることを切望する。

（深夜営業は安眠妨害になる。）

意見六

昨日の説明会に参加してドイト側の説明を聞きましたが騒音にしても、車渋滞にしても、色々数字を上げて大丈夫のように説明されましたが、実さいドイト営業中でもドイトの前でも交通事故は数えきれない程有りました。入る車、出る車、自転車事故です。それから車の渋滞ですが今現在でもトヨタより出る車を東京方面より走ってくる車の中に割り込ませるだけでも走ってくる車を止めてしまうのに、数十台の車が入ったり出たりするのですから信号が近くにあるだけに大変な渋滞になると思います。その間歩道を歩いている私達、子供老人の足はどうなるかと心配です。騒音も車の騒音と人の声、ざわめきが安が騒音になり眠りをさまたげております。それが二十四時間近くつづくとうのは本当に住民にとっては、健康上、精神上どう影響してくるのか不安がいつぱいです。営業時間を短くして住民に安らぎの眠りが出来るよう節にお願い致します。

意見七

店舗開業に伴い…

環境悪化（騒音、渋滞、治安、温暖化、など）の問題が生じ、非常に心配です…

私は目の前クレール松原の三階に住んでいるので朝の配送車（午前四時から）は常識的に考えれば、まだ睡眠中であり、その生活パターンは人によって違いますが、昼間の仕事とは限らず、誰もが健康、明日への活力に向け、貴重な時間であり、生きる為の権利でもあります。（営業閉店時間もせめて十時まで）日照面でも、折角、角部屋の日当たり良い場所を一生の安住の場として人生最大の高額な買い物とし求めたのに、日照も無く、へいそく感で精神面でのへい害が非常に高く、多くなります。

条例に添った近隣、地域住民の要望を良く聞き、取り入れた建物、営業をやっってもらいたいです。

私たちは一生そこで生活し、このような悪条件での中生きてゆかなくてはな

らないのです！再認識して下さい。

#### 意見八

今のマンションを二十四年前終の住み家として買い求め移り住んでいます。ところが、平成十九年秋、目の前のドイツの土地にドン・キホーテが来ることを知ってからは愕然となりました。

私は、その店舗の北側のマンション三階の角に住んでいます。

境界線から僅か五十センチメートルしか、空地が無く、高さ十五メートル三十の店舗の外壁が立ちはだかります。真っ先に太陽が当らなくなる。…広々としていた視界は無くなり、その変わり、圧迫感、閉塞感で精神的にも大ショックです。

この先、一生この状態になると考えると、大変、恐ろしくなり、又虚しさでいっぱいです。その為に病気を発症した時の治療費の保障は？

然も、深夜営業をやるうとしています。私たちは最も接近した立地です。治安の悪化、騒音、渋滞、CO2排出と現状から悪化することはかり。…企業側はもっと住民の心の中に、とび込んで、切実な要望をくみ取ることです。

午前四時に配送車が入りすれば、騒音で目が覚めてしまいます。

住民の要望通り閉店は午後十時迄とし、それ以上の営業はやめて下さい。

企業は全て基準値を超えていないと主張するが、店舗が出来て営業された暁、違反行為があった時、どのように保障してくれるか明確に回答して下さい。

#### 意見九

説明会等では「住民の意向に添ったやり方にする。」みたいな事を言ってるが、今まで数々のトラブルを起こしてきた悪徳業者。開店してからどう変わるか分からない。

私達市民もその推移に注意していきませんが、何か問題が起きたら県でも対処して欲しい。

よろしく願います。

#### 意見十

##### 守る会

・治安悪化の懸念、法律上の商業地ではあるが周辺にマンション・戸建住居が多数あること、温暖化防止対策、営業時における騒音被害を少なくする対策、などのために、全テナントの営業時間を午前十時から午後十時までとし、従業員の出勤、商品の搬入は午前九時より、従業員の完全退店は午後十一時までとすることを要望します。

・屋台販売等の露天商的な店舗の運営はしないこと。

・既存のドン・キホーテ各店で見られるアダルトビデオや性風俗関連商品、銃刀法に違反する商品など、青少年健全育成に反するような商品は、配布・陳列・販売をしないで欲しい。また、他商品でも危険もしくは有害と考えられる商品の取り扱いに関して、店舗側と随時話し合いをもてるように窓口部署あるいは担当者を選任してください。

・企業は、埼玉県青少年健全育成条例を遵守し、該当商品を取り扱わないこと、必要な掲示物を必ず大きく表示すること、場所の提供をしないために、店内放送や従業員・警備員による帰宅を促す声かけをおこなうこと、を徹底してください。

・射幸心をあおるような遊具を設置しないでください。

・店舗周辺の近隣居住者に対する青少年や酩酊者などによる迷惑行為防止のため、警備員又は従業員による定期的な巡回を実施するとともに、店内・店舗周辺に記録型監視カメラを設置し、施設内や駐車場などに死角を作らないようにしてください。

・既存ドン・キホーテ各店でみられる、過剰な高さまでの商品の陳列や、迷路のような配置はしないで欲しい。万が一の事故などを考慮し、来店者や従業員の安全を第一に考えてください。

・敷地内であっても、荷崩れなどによる危険防止のため、屋外店頭での商品陳列は行わないこと。

・店外にて、呼び込みや販促行為などによる宣伝は、近隣住民にとっては騒音です。施設や機材が発生させる騒音はもちろん店内のアナウンスなどが漏れないように、また、来店者が周辺に行列して騒音が発生させないように徹底してください。

・店舗の敷地以外に広告物などを違法に設置したり、周辺でビラなどを配布することによる宣伝は、行わないでください。周辺は、居住者だけでなく町会などボランティアの団体、また、草加市シルバー人材センターも美化清掃をおこなっている地域です。来店者が放置していくゴミがないように、従業員による周辺地域清掃など環境美化に協力してください。

・来店客による周辺道路の交通量の増加により、自動車、自転車による事故が発生することが想定されるため、車両の出入り口となる場所である西棟駐車場の入り口付近、水路南側の市道に接する場所付近、県道側の駐車場出入り口付近は、一時間当たり百八十台が入庫すると話があったので、出庫を含めると十秒に一台の車両の出入りがある計算となります。一人の交通整理員が歩行者を含む通行状態を全て安全に整理できるとは考えづらいため、複数員の交通整理

員を配置していただけるよう要望します。また、商品の搬入車が出入りする二箇所でも、車両の出入りがある時間帯は、搬入車運転者のみが安全確認をするのではなく、交通整理員が店内作業員が安全確認作業を行っていたかどうかをお願いします。県道側は、早朝よりジョギングしている方や、駅が近いため通勤する方がいます。児童の登下校の時間帯や、付近の進学塾に通う生徒も付近を通行しますので、児童の父母や、周辺町会のボランティアによる交通整理員に任せきりにならないように指導してください。

・来店車両の事故を防ぐため、北側から県道を南下してくる来店車両が、右折して駐車場に入庫しないように交通整理員は車両を誘導してください。出庫車両も、同じようにしないように誘導してください。右折して入庫すれば信号の無いところで車両の通行を妨げ、渋滞や事故が起きる可能性が高まります。十分な減速をしないで発信する車両を防ぐため、出庫する出口にはゲートを設けてください。

・県道足立越谷線上り方面からの右折駐車場入庫に対して、左折入庫するようにホームページや看板で経路を誘導周知すると言っていますが、ドイト時代に交通量測定した時には県道から右折して来店する車が午後一時から午後八時まで百三十九台（平成二十年二月二十三日測定）あり、一概に言えないが届出書数値から少なくとも二百十台以上右折入庫があると推定される。右折レーンの設置も出来ず交通渋滞を引き起こす右折来店車に対して県道に右折しないように、『県道より右折して当店への入庫はご遠慮ください』と明記した看板を設置し対策を行うようにすること。

・周辺道路の交通需要率について説明がありましたが、一時間当たりは何メートル以下しか進めないなら渋滞になる、などという判別しやすい説明がありませんでした。松原団地駅は東武バスの運行があり、また、早朝と夕方には工業団地に向かう従業員を運ぶ企業のバスまで通行しています。そのため、店舗が営業していない現在でも駅前通りは駐停車の車両があると慢性的に渋滞しているように感じられます。当然、百代橋で交差している県道も、駅前通りに入るために混雑しているのが現状です。谷古宇橋付近は、越谷レイクタウンと新三郷のららぽーとが開業してから、週末はより混雑しています。交通量の調査は、二件の商業地域が開業する前ですので、再度調査し渋滞係数の数字の説明だけではなく、市民病院や草加消防署あたりから百代橋まで来るのに、現在は平均何分かかるのが、店舗営業開始により一時間当たり百八十台の入庫と、その数の出庫があった場合には、何分になるといような誰でも理解できる説明を再度していただけるように指導してください。

・店舗周辺の市道や水路はもとより、店舗入り口正面や入り口北側にはマンシヨン付近に来店者による違法駐輪、違法駐車が発生することが予測されます。竹ノ塚や春日部など近隣のドン・キホーテ店舗は、夜間に店舗周辺道路に違法駐車しているのが見かけられました。アイドリングストップ条例があるのに、座席に人が居るままエンジンをかけっぱなしで駐車している車両も居ました。来店者のモラルですが、既存店で同様な現象があるのにもかかわらず、対策についての説明がありませんでした。深夜帯まで営業されれば、治安の悪化や、事故の発生、騒音の発生が懸念されますので、企業として、既存店の周辺調査と対策をおこなっていただき、当該店舗施設にもそのノウハウを導入して対策を行うことを要望します。

・近隣に違法駐輪・違法駐車が行われないように、店舗周辺を随時巡回し、来店者に駐輪場の周知を徹底するため、少なくとも三カ月程度は毎日、また、店舗が営業している限り広告特売日や日曜祭日と休前日は、営業時間中は必ず店舗周辺を巡回する警備員を配置するようにご指導願います。その巡回警備員は、来店者側とトラブルが起きることを防ぐため、複数員の配置を要望します。

・バイク駐車場がどこにあるのか分かりにくいいため、駐輪場や店舗周辺に違法駐車する恐れがあります。そのため、店舗入口や駐輪場付近に場所を案内するため看板を設置しバイク駐車場へ誘導すること。

・店舗入口付近の自転車整理や交通整理、違法自転車対策、歩行者の安全誘導等に常時整理員を配置してください。特に西棟西側駐輪場には、店舗壁面に非常口が設置されており、正しく駐輪がされていないと開閉が邪魔され非常口として機能しません。店内の客と従業員の安全確保のため、営業時間中は必ずこの駐輪場付近に交通整理員を常駐させてください。

・東棟・西棟間の水路上歩道は、公共物であり歩行者の通路として使用するものです。来店客や企業が、駐輪したり物品を置くなどの、本来の目的以外の用途に使用しないことように徹底すること。警備員や交通整理員を随時巡回させて違法駐輪を撤去したり、来店者を指導すること。

・店舗出入口付近や駐輪場は狭く混雑することが想定されます。店舗設置の買い物カートは、歩行者の安全対策・騒音源等に問題があるので建物の外へは持ち出さないようにしてください。特に駐輪場や水路側の敷地内通路と水路上は、音の反響がありますので消音パネルや吸音材の使用など、騒音が軽減するように徹底してください。

・西棟西側の市道の店舗側歩道と、東棟と西棟の間水路はコンクリート製の蓋が架けられています。本来なら自転車は車道側を通行しなければなりません。

西棟の西側には駐輪場があるため、来店者はそのまま歩道を自転車で通行する恐れがあります。また、県道側に東棟への出入り口が無いため、店舗より東側から来店する歩行者と自転車は水路上を通行しての来店が想定され、それらによって起こるコンクリートの蓋の音が日中でも響くのに、夜間の来店者のたてる反響音は計り知れません。特に近隣マンションの高層階に居住する方は、対面マンションの反響による騒音が増幅され、かなりの被害が予測されます。草加市では、市内全域の水路のコンクリート蓋の暗渠化を計画はしているようですが、店舗営業開始時には、予算計上と実施に順番があるため間に合わないようです。その為、営業開始によって深夜時間帯にまで通行が予測されることによって近隣に居住する方に対する騒音の発生を軽減するため、企業による水路の暗渠化を指導してください。

・西棟西側の市道の店舗側歩道と、東棟と西棟の間の水路は、自転車での通行は禁止されています。図面ではポール型の車止めが、数箇所に設置されることになっていますが、視認による抑止効果をあげるため、アーチ型の車止めを一箇所あたりに車椅子が通れるくらいの間隔をあげて複数個設置するように指導してください。ポール型では自転車の形状や大きさによっては、乗ったまますり抜けることが可能で、自動車にしか抑止効果がありません。歩道と水路は、自動車ではなく、自転車の通行を抑止させることが目的なので、必ずアーチ型の車止めを設置してください。

・ドン・キホーテは、原因はともかく、今までに何度も火災や放火があった企業（店舗）です。店内のみでなく、店外にも防犯カメラを設置して周辺に注意を喚起し、犯罪抑止をおこなうことを要望します。東棟と西棟の間の水路は、ドイト草加店が営業していた時は防犯灯も設置されていない場所で、夜間に青少年が溜まり場になっていることがありました。町会などによる防犯パトロールが始まってからは少なくなりましたが、深夜営業により再び周辺が青少年の溜まり場になる可能性があるため、十分な防犯灯の設置と防犯カメラを必ず設置してください。屋外防犯カメラの運用は、秋葉原電気街のように警察官の立会にのみ、録画内容を見られるようにすれば肖像権（プライバシーの侵害）などの問題はおきないと考えます。店舗の営業が周辺に治安の悪化を起ささないように指導をお願いします。

・来店者出入り口や搬入車出入り口など各所にシャッターが設置されていますが、早朝から搬入車が来たり、深夜の閉店時の開閉音が付近住民の安眠妨害にならないよう、防音シャッターの設置と、経年劣化による音の発生が無いように、運用と保守管理を徹底して行うことを要望します。



・資機材による騒音の数値については説明されましたが、それらによっては耳には聞こえないが体感する高周波や低周波が発生する可能性については、何の説明もありませんでした。説明で聞いた数値は、あくまでも資機材のカタログの数値と思われます。装置によっては、高周波や低周波を発生するものもありますし、反響や共振によって音が増幅される場合も多々あります。空調室外機や排気口は屋上部に多く設置されますが、周辺に中高層マンションが点在するため、それらによる反響で高層階には増幅された騒音として届きます。装置周辺に吸音材を設置したり、ベアリングファンなど静音ファンを使用して騒音軽減に努めてください。

・埼玉県には生活環境保全条例があり、アイドリングストップを義務付けています。搬入車両、来店車両には駐停車中に空ふかしやアイドリングを行わないように、交通整理員や従業員が指導し、注意を喚起する看板などを掲示してください。

・屋外照明や広告塔照明は、その光により近隣住民に悪影響を与える「光害」が生じることが無いように、配置や方向、照度の強さ、点灯時間に配慮してください。閉店後は、保安に必要な照明以外は消灯してください。

・大型テレビや電光掲示板のような、点滅するタイプの照明器具は屋外に使用しないように、また、屋外に向かって配置しないようにしてください。

・屋外看板など広告掲示は、埼玉県屋外広告物条例に従うとともに、建物外部は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例にも従った緑化をおこなってください。また、その植栽が枯れたままにならないように維持・管理し、さらに落葉などによるゴミが散乱しないように清掃をおこなうように要望します。

・店舗が建設される地域は、草加市景観条例により、「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」の重点地域です。建築物、屋外広告などは条例に従い、周辺環境と調和した「松並木」からの景観を阻害しないようにしてください。

・苦情処理など何時でも対応出来るように連絡先等を明記した看板等を見やすい場所に掲示すること。

・廃棄物の保管に際し、的確な分別及び減量化の対策をおこなってください。また、密閉性の高い保管庫を設置し、防臭の対策も十分におこなってください。

・廃棄物の処理は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』など関係法令に基づき、適正に処理し、保管庫からの搬出作業時には、騒音・悪臭が周辺に漏れないよう徹底してください。

・既存のドン・キホーテ各店では、マイバッグ運動などがおこなっていないように見受けられます。簡易包装やマイバッグ運動など廃棄物の減量化に努め、

リサイクルボックスの設置などリサイクル運動を促進してください。

・現在、地球環境温暖化防止の観点から、深夜営業のあり方について議論されています。また、県内の一部スーパーマーケット（ベルク）などでは営業時間を短縮しています。そして、草加市の条例は住宅地の良好な居住環境を保全することを目的として制定されています。このような状況の中、近隣住民が営業時間の短縮を求めている点について、事業者は最大限の配慮をすべきである。よって、営業時間は午後十時までとすべきである。

・事業者は営業時間を午前三時までとする理由として、草加店は三郷店と違い駅に近いことから終電で帰宅する方に利用していただくため、と説明会で説明していた。そうなると対象の来店者は徒歩か自転車ということになり、駐車場は騒音軽減のために全て午後十時で閉鎖すべきである。

・終電で帰宅する方を来店者とするならば、西棟の東側の水路に平行して敷地内に設置された通路は閉鎖すべきである。

・駅を利用する方を取り込むために営業時間を長くしているということであるが、駅利用者のうちに一時間当たり何人を取り込むことを考えているのか。儲からなければ営業時間を短縮すると話していたが、その話が嘘でなければ、想定以下の人数しか取り込むことができなければ、営業時間を短縮することを約束して欲しい。

・深夜営業は、酔っ払いや若者の溜まり場になるなど、治安の悪化が懸念される。説明においても事業者は、そのような客は望んでいないとの話であった。これが嘘でなければ、午後十時以降に営業する場合は、全ての顧客用出入口に警備員を常駐させ、酩酊者の来店を断るなど、治安の悪化防止に努めるべきである。

## 二 縦覧期間

平成二十二年四月二日から平成二十二年五月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

# 告示

埼玉県告示第五百四十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十三条の規定に基づき、平成二十二年三月二十六日付けで同法第三十四条に規定する業務を行う者として次の法人を指定した。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上田清司

名称	住所	事務所の住所地	指定に係る地域
社会福祉法人 草加市社会福祉事業団	草加市手代町千九 番地一	草加市柿木町千 百五番地二	埼玉県の区域

# 告 示

埼玉県告示第五百四十八号

県営土地改良事業下崎中ノ目地区（ほ場整備事業）の工事を平成二十二年三月十九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百四十九号

県営土地改良事業山王地区（水田農業振興緊急整備事業）の工事を平成二十二年三月十六日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画区域区分

### 二 公聴会の期日、時間及び場所

平成二十二年五月十三日 午後二時〇〇分から

川越市保健所大会議室

### 三 公述申出書の提出期間及び提出先

平成二十二年四月二日から平成二十二年四月二十三日まで

川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町都市整備課、埼玉県都市整備部都市計画課

### 四 公述申出書の様式

別記のとおり

### 五 都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

平成二十二年四月二日から平成二十二年四月十六日まで

川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町都市整備課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所

### 六 公聴会に関する問い合わせ

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八 八三〇 五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

## 公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された川越都市計  
画区域区分の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し  
し出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ  
さい。

(2) かい書で、横書きにしてください。

## 告 示

埼玉県告示第五百五十一号

平成二十二年三月五日付け埼玉県告示第三百三十三号で告示した朝霞都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告示

## 埼玉県告示第五百五十二号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第四条第四項において準用する同条第一項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更した。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規定（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）別表に掲げる閲覧所及び毛呂山町まちづくり整備課において縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 変更した土地の区域

町名	土地の区域
毛呂山町	大字阿諏訪の一部、大字岩井の一部、大字川角の一部、大字下川原の一部及び若山三丁目の一部

### 二 変更した日

平成二十二年三月十八日

## 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

<p>鴻巣桶川さいたま線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>北本市北本二丁目二五八番一地先か ら同市本宿二丁目三七番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二二四・五 メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡辺 孝夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
二六七番八地先まで 同市大字栗坪字栗原前	日高市大字榆木字貝戸 一〇六番一地先から	区 間
九・六〇 二〇・八〇	八・三六 二〇・八〇	敷地の幅員 (メートル)
五〇七・五〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道 整備工事による。		備 考

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>西平小川線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡小川町大字青山字木ノ下 一五九三番三地先から同郡同町 大字青山字木ノ下一五二四番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 三・二・七メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

柳 沢 一 正

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷館林線

三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">熊谷市葛和田字荒宿七五八番四地先 から同市依瀬字口通一三二番五地先 まで</p>		区 間
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">五・七 八・五</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">三・ 七・</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">八四六・</p>		延長 (メートル)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利根川の河川改修工事終了に よる仮道の廃止</p>		備 考

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

柳 沢 一 正

熊谷館林線	路線名
熊谷市葛和田字荒宿七五八番四地先から同市俵瀬字口通一三二番五地先まで	供用開始の区間
平成二十二年四月二日	供用開始の期日
<p>平成二十二年四月二日埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長三二五・〇メートル</p>	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年二月二十五日

指令川建セ 第二一〇一四九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月二十五日

川建セ第二一〇一八五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字大蔵字堀ノ内六三六一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字大蔵三九二一一〇

中村 琢哉 中村 幸子

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年二月十九日

指令川建セ第二一〇一四八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月二十五日

川建セ第二一〇一八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字上ノ前二〇二〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字下広谷九七九一〇（リメンブランツァ川越 一〇一号室）

立花 光司

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十二年三月十一日

指令川建セ第二〇〇一七九一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三十日

川建セ第二一〇一八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字上銀谷字谷中五四 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町東野五 十九 一 ウェストバリー一〇一号

木村 圭

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一〇七一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年三月二十五日

指令越建セ第一八〇二二八二号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三十日

越建セ第四八八 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中五四 五、五五 四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字中五五 二

鈴川 龍史

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橋 裕 子

### 一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令越建セ第二一〇一五七〇号

### 二 検査済証番号

平成二十二年三月二十九日

越建セ第四八七―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四九三―八、四九四―六

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字杉戸五二〇番地一 シャトーグラーズ式番館二〇三

矢島 久



# 告示

埼玉県教委告示第十五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定より、平成二十二年四月一日付けで次のとおり追加指定した。

平成二十二年四月二日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

- 一 技能教育のための施設の名称  
星槎学園高等部大宮校（埼玉県さいたま市北区本郷町二百五十八番地一）
- 二 追加指定した学校法人国際学園星槎国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

文書デザイン	連携措置に係る科目
文書デザイン	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

# 雑報

## 議長選挙

奥ノ木信夫議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 小谷野五雄

## 副議長選挙

峯岸光夫副議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 渋谷実

正 誤

埼玉県告示第四百三十一号（平成二十二年三月二十三日第二千六百八十八号）中訂

正

二 ページ 別図中  
図及び起点

誤

